

地域福祉推進パートナーシップ事業者認定登録制度事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市地域包括ケア推進計画に掲げる基本理念「みんなが主役 支え合いの輪でつながるまち こまき」の実現に向け、企業、法人、団体（以下、「民間事業者等」という。）とのパートナーシップによる地域福祉の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱において小牧市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）は、地域福祉の推進及び小牧市から受託している生活支援コーディネーター業務を遂行するなかで、地域に顕在する身近な福祉課題と、民間事業者等が地域貢献として取り組む活動（以下「活動」という。）がこの課題解決につながる活動と思われる場合、当該の民間事業者等と連携・協働の関係を構築するため、地域福祉推進パートナーシップ事業者として認定登録し、地域福祉の推進に資することを目的とする。

(認定登録する民間事業者等の要件)

第3条 地域福祉パートナーシップ事業者として認定する民間事業者等の要件は、次に掲げる各号を全て満たすものとする。

- (1) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）に規定する暴力団ではない団体又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (2) 事業所又は事業の場が小牧市内で行われていること

(認定する活動の要件)

第4条 民間事業者等を地域福祉パートナーシップ事業者として認定する活動の要件は、次に掲げる各号を全て満たすものとする。

- (1) 小牧市内で行われるものであること
- (2) 地域住民に無料もしくは低額で提供されるものであること
- (3) 身近な福祉課題等に即したものであること
- (4) 営利を求めず営業活動を含まないものであること
- (5) 特定の政党及び政治団体に関する活動もしくは宗教活動を含まないものであること
- (6) 個人情報を取り扱う場合は個人情報を適切に管理でき、かつ、当該活動にかかる目的以外で使用されないこと
- (7) その他会長が適当ではないと認める活動を含まないこと

(認定登録申請)

第5条 民間事業者等は、地域福祉パートナーシップ事業者として認定登録をするときは、地域福祉推進パートナーシップ事業者認定登録申請書（様式1）を会長あてに提出する。

(認定登録)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定登録の要件に適合すると認めるときは申請者を地域福祉パートナーシップ事業者として登録し、認定登録通知書および認定登録証により通知するものとする。また認定登録内容に変更が生じた場合も同様の手続きを行うものとする。

(認定の取り消し)

第7条 会長は次の各号のいずれかに該当する場合は認定登録を取り消すことができる。

- (1) 民間事業者等から認定登録解除の申し出があった場合
- (2) 民間事業者等が第3条又は第4条の要件を満たさないことが認められた場合
- (3) 民間事業者等が著しく社会的信用を損なうおそれがあるなど不適切な行為があった場合
- (4) その他会長が認定を取り消すことが適当であると認めた場合

(免責事項)

第8条 民間事業者等の活動によって生じた第三者に対する損害に対しては当該民間事業者等が責任を負うものとし、会長はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月12日から施行する。